

四半期報告書

(第56期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

アイホン株式会社

名古屋市熱田区神野町二丁目18番地

(E01849)

目 次

	頁
第56期 第1四半期 四半期報告書	
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 周作
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【電話番号】	052(682)6191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 和田 健
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【電話番号】	052(682)6191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 和田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期 連結累計期間	第56期 第1四半期 連結累計期間	第55期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	7,323	8,750	36,884
経常利益 (百万円)	298	464	2,366
四半期(当期)純利益 (百万円)	191	208	1,397
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△352	621	2,975
純資産額 (百万円)	37,573	40,309	40,568
総資産額 (百万円)	43,561	47,109	48,766
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	10.15	11.15	74.38
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.40	83.51	81.14

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社の企業集団(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、清算手続きを進めておりました、アイホンS.A.S.の持株会社であるアイホンヨーロッパにつきましては、平成25年3月に清算終了しております。

一方、当社は、中国における営業の拠点づくりを推進するため、平成25年4月に上海に販売子会社として愛峰(上海)貿易有限公司を設立いたしました。愛峰(上海)貿易有限公司では、上海を中心に新規販売ルートの開拓を行うとともに、集合住宅物件等の受注に向け、日系デベロッパー及び現地有力デベロッパーへの営業活動を積極的に行ってまいります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、積極的な経済対策・金融政策への期待感とこれを受けた円安・株高基調が進展し、輸出関連事業を中心に業績の回復の兆しが見られました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、雇用情勢や所得環境等が依然として厳しいものの、消費者マインドは改善傾向にあり、日本国内の新設住宅着工戸数につきましては大幅に増加いたしました。海外市場におきましては、米国ではセキュリティに対するニーズの高まりを受けて引き合いが増加いたしました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高87億5千万円（前年同四半期連結累計期間比19.5%増）、営業利益は3億3千1百万円（同31.8%増）、経常利益は4億6千4百万円（同55.6%増）、四半期純利益は2億8百万円（同9.3%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

国内の住宅市場につきましては、既設マンションのリニューアルにおきまして、アフターサービス情報を活用した営業活動を推進しマンションの管理会社や管理組合への積極的な提案活動を行ったことや、市場のニーズに対応したリニューアル市場向けの新商品の販売が順調に推移したことなどにより、集合住宅向けシステムの販売が大幅に増加し、住宅市場の売上が増加いたしました。

ケア市場につきましては、サービス付高齢者向け住宅に対する補助金等の事業が推進された結果、高齢者住宅への納入が増加いたしました。が、病院や高齢者施設のリニューアルにおきましては新たな設備更新が大幅に減少したことにより、ケア市場全体の売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は80億3千6百万円（前年同四半期連結累計期間比16.9%増）、営業利益は4億5千4百万円（同71.7%増）となりました。

② 米国

米国につきましては、学校等のセキュリティニーズの高まりによりテレビドアホンの販売が増加するとともに、重点活動として取り組んできた物件への提案及び受注活動を積極的に行ったことにより、IPネットワーク対応インターホンの販売が大幅に増加いたしました。

また、集合住宅向けシステムにおきましても販売が順調に推移し、売上は増加いたしました。

これらの結果、売上高は14億3千6百万円（前年同四半期連結累計期間比80.4%増）、営業利益は1億1百万円（同447.9%増）となりました。

③ 欧州

欧州につきましては、景気後退が長期化する中、主要国であるフランスにおきましては、新たに発売した市場のニーズに対応したテレビドアホンの販売を積極的に行ったことなどにより、戸建住宅市場における売上が増加いたしました。欧州全体におきましては、他社との競争激化等の影響により戸建市場向けテレビドアホンの売上は減少いたしました。が、集合住宅向けシステムにつきましては、積極的な販売活動を行ったことにより、売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高は8億1千3百万円（前年同四半期連結累計期間比30.7%増）、営業利益は3千5百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失1千1百万円）となりました。

④ タイ

タイにつきましては、日本の在庫調整の影響で生産高は減少いたしました。為替相場の変動の影響により売上高は20億1千4百万円（前年同四半期連結累計期間比17.7%増）、営業利益につきましては輸送費等が減少したことなどにより3千2百万円（同48.5%増）となりました。

⑤ ベトナム

ベトナムにつきましては、新たな生産拠点として平成23年11月から稼働を開始し、生産高が徐々に増加した結果、売上高は9千5百万円（前年同四半期連結累計期間比200.4%増）となりましたが、創業赤字期間中であり営業損失は3千4百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失4千6百万円）となりました。

⑥ その他

シンガポールにつきましては、新築市場及びリニューアル市場におきまして積極的な提案活動及び受注活動を行ったことにより、集合住宅向けシステムの販売が順調に推移いたしました。新たな販売拠点として平成25年4月に設立した上海の子会社につきましては、積極的な営業活動を行い順調に市場開拓を進めてまいりました。香港につきましては、日本への売上が増加いたしました。

これらの結果、その他の地域におきましては、売上高は3億3千8百万円（前年同四半期連結累計期間比117.2%増）、営業利益は1千4百万円（同546.7%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」という）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく、株式を大量に買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様のご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

② 基本方針に関する取り組み

(イ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、以下のような取り組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考えのもとでこれら取り組みを実施しております。

- ・当社は、平成25年4月から3カ年に及ぶ第5次中期経営計画の目指すべき方向として「利益体質の強化」を掲げ、その実現のため売上や生産のグローバル化を進めるとともに、情報通信の分野で伸展するネットワーク化に対応してまいります。
- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、さらに直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
- ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,500種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。
- ・当社は世界約70カ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ、ヨーロッパ、シンガポール及び中国においては、現地の販売子会社を通じて積極的に販売を行っております。
- ・生産現場においては、国内だけでなくタイ、中国及びベトナムを含め、グループ一体となつての生産性向上とコストダウンに努めております。

- ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考えのもと、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。
 - ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。
- (ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株券等の大規模買付け行為に関する対応方針（以下「本対応方針」という）を導入することを承認いただきました。

- ③ 当社の取り組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

- (イ) ②(イ)の取り組みについて

②(イ)で記載した取り組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取り組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

- (ロ) ②(ロ)の取り組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様の承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることが出来るものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、6億8百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,674,128	20,674,128	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	20,674,128	20,674,128	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	20,674,128	—	5,388	—	5,383

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成25年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,952,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,698,100	186,981	—
単元未満株式	普通株式 23,828	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,674,128	—	—
総株主の議決権	—	186,981	—

② 【自己株式等】

(平成25年6月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) アイホン株式会社	名古屋市熱田区神野町 二丁目18番地	1,952,200	—	1,952,200	9.44
計	—	1,952,200	—	1,952,200	9.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間より百万円単位をもって記載することに変更いたしました。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,163	11,772
受取手形及び売掛金	9,492	7,696
有価証券	3,535	3,216
製品	3,530	4,031
仕掛品	1,695	1,992
原材料	2,451	2,349
繰延税金資産	907	945
その他	204	142
貸倒引当金	△89	△83
流動資産合計	33,890	32,063
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,501	5,525
減価償却累計額	△3,873	△3,924
建物及び構築物（純額）	1,627	1,600
機械装置及び運搬具	1,131	1,223
減価償却累計額	△851	△873
機械装置及び運搬具（純額）	279	349
工具、器具及び備品	5,932	5,947
減価償却累計額	△5,395	△5,427
工具、器具及び備品（純額）	536	520
土地	1,980	1,985
リース資産	149	149
減価償却累計額	△40	△47
リース資産（純額）	108	101
建設仮勘定	16	118
有形固定資産合計	4,550	4,675
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	7,543	7,616
繰延税金資産	564	472
その他	2,258	2,310
貸倒引当金	△39	△28
投資その他の資産合計	10,325	10,370
固定資産合計	14,875	15,046
資産合計	48,766	47,109

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,456	1,578
リース債務	29	28
未払法人税等	695	211
製品保証引当金	315	287
賞与引当金	—	415
資産除去債務	—	2
その他	3,705	2,217
流動負債合計	6,202	4,741
固定負債		
リース債務	85	78
繰延税金負債	0	0
再評価に係る繰延税金負債	137	137
退職給付引当金	558	626
資産除去債務	18	16
その他	1,195	1,200
固定負債合計	1,995	2,058
負債合計	8,198	6,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,388	5,388
資本剰余金	5,383	5,383
利益剰余金	31,531	30,969
自己株式	△3,157	△3,157
株主資本合計	39,146	38,584
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	848	938
繰延ヘッジ損益	2	△14
土地再評価差額金	△461	△461
為替換算調整勘定	33	294
その他の包括利益累計額合計	423	757
少数株主持分	998	967
純資産合計	40,568	40,309
負債純資産合計	48,766	47,109

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	7,323	8,750
売上原価	4,049	4,916
売上総利益	3,274	3,833
販売費及び一般管理費	3,022	3,501
営業利益	251	331
営業外収益		
受取利息	15	11
受取配当金	56	56
受取家賃	8	19
為替差益	19	106
その他	10	7
営業外収益合計	111	201
営業外費用		
支払利息	1	1
売上割引	49	48
その他	13	18
営業外費用合計	64	68
経常利益	298	464
特別利益		
固定資産売却益	7	0
特別利益合計	7	0
特別損失		
固定資産除却損	0	4
投資有価証券評価損	27	—
会員権評価損	0	—
減損損失	—	39
為替換算調整勘定取崩額	—	8
特別損失合計	27	52
税金等調整前四半期純利益	278	411
法人税、住民税及び事業税	81	177
少数株主損益調整前四半期純利益	196	234
少数株主利益	5	25
四半期純利益	191	208

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	196	234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△122	89
繰延ヘッジ損益	△4	△16
為替換算調整勘定	△421	314
その他の包括利益合計	△549	387
四半期包括利益	△352	621
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△324	542
少数株主に係る四半期包括利益	△28	79

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、平成25年4月に設立した愛峰(上海)貿易有限公司を連結の範囲に含めております。一方、アイホンヨーロッパにつきましては、平成25年3月に清算終了いたしましたので、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除いております。
(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社2社(アイホンコーポレーション、アイホンS.A.S.)は決算日を12月31日より3月31日に変更しております。決算期変更に伴う当該子会社の平成25年1月1日から平成25年3月31日までの3ヵ月間の損益は、利益剰余金の増減としております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
税金費用の計算 税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	779百万円	740百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	115百万円	133百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	282	15	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	336	18	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	5,886	796	622	—	—	7,304	18	7,323	—	7,323
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	986	0	—	1,711	31	2,730	137	2,867	△2,867	—
計	6,873	796	622	1,711	31	10,035	155	10,191	△2,867	7,323
セグメント利益 又は損失(△)	264	18	△11	21	△46	247	2	249	2	251

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港及び平成24年1月に設立したシンガポールの現地法人の事業活動を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	6,461	1,435	813	—	—	8,710	40	8,750	—	8,750
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,575	1	—	2,014	95	3,686	298	3,984	△3,984	—
計	8,036	1,436	813	2,014	95	12,396	338	12,735	△3,984	8,750
セグメント利益 又は損失(△)	454	101	35	32	△34	588	14	602	△270	331

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港及びシンガポール並びに平成25年4月に設立した上海の現地法人の事業活動を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」セグメントにおいて、処分を決定した固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては39百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益	10円15銭	11円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	191	208
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	191	208
普通株式の期中平均株式数 (株)	18, 822, 323	18, 721, 893

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月6日

アイホン株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 明紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイホン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 周作
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長市川周作は、当社の第56期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。